

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 基本理念

一 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないものとする。

二 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における

貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないものとする事。 (第二条関係)

第三 定義

一 「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいうものとする事。

二 「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいうものとする事。

三 「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者団体等」という。）が実施する事業であつて、次に掲げるものをいうものとする事。

- (一) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（これらの施設と一体的に管理することが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。）の管理に関する事業であつて、次に掲げる活動のいずれかを行うもの
 - イ 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの
 - ロ 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの
- (二) 中山間地域等（食料・農業・農村基本法第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。）における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業
- (三) 自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業
- (四) その他農業の有する多面的機能の發揮の促進に資する事業として農林水産省令で定めるもの

（第三条関係）

第四 基本指針

一 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

二 基本指針においては、農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項、多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項等を定めるものとする。

（第四条関係）

第五 基本方針

一 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができるものとする。

二 基本方針においては、農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標、多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準、第六の一の促進計画の作成に関する事項等を定めるものとする。

（第五条関係）

第六 促進計画

一 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができるものとする。

二 促進計画においては、促進計画の区域及び目標、当該区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項、当該区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合におけるその区域等を定めるものとする。

三 促進計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

（第六条関係）

第七 事業計画の認定

一 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた促進計画の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができるものとする。

二 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(一) 多面的機能発揮促進事業の目標

(二) 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

ロ 第三の三の(一)に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同一のイに掲げる活動又は同一のロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項

ハ 第三の三の(二)に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項

ニ 第三の三の(三)に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項

(三) 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(四) その他農林水産省令で定める事項

三 農業者団体等であつて農林水産省令で定めるものは、土地改良法第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設について第三の三の(一)に掲げる事業(同(一)のロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、二の(二)のロに掲げる事項に、第十の委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することが出来るものとする。

四 三の農業者団体等は、事業計画に三の管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県の同意を得なければならないものとする。

五 特定市町村は、一の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(一) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

(二) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。

(三) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域内に、現に耕作又は養畜の目的に供

されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。

六 特定市町村は、一の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要（当該認定に係る事業計画に、第六の二の特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む。）を公表しなければならないものとする。

七 一の認定に係る事業計画の変更の認定及び一の認定（変更の認定を含む。）に係る事業計画（以下「認定事業計画」という。）の認定の取り消しについて規定すること。（第七条及び第八条関係）

第八 費用の補助

一 特定市町村は、第七の一の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）に対し、認定事業計画に記載された第三の三の（一）から（三）までの事業の実施に要する費用の一部を補助することができるものとする。

二 国は、都道府県が、一の補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合に

は、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができるとすること。
(第九条関係)

第九 農業振興地域の整備に関する法律の特例

一 農用地区域設定の特例

(一) 認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）の実施区域内の一団の農用地の所有者は、特定市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）として定めるべきことを要請することができるものとする。

(二) (一)の要請に基づき、特定市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項までの規定は、適用しないものとする。
(第十条関係)

二 農用地区域変更の特例

農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、同法第三条に規定する農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が認定事業計画に記載された第三の三の(一)から(三)までの事業の実施区域（第六の二の特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域内のものに限る。）内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、当該事業の実施期間が満了していることその他の農林水産省令で定める要件を満たす場合に限り、することができるとすること。

（第十一条関係）

第十 土地改良法の特例

都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等（第七の四の同意をした相手方であるものに限る。）に対し、当該同意に係る施設の管理の全部又は一部を委託することができるとし、所要の読替規定を設けるものとする。

（第十二条関係）

第十一 国等の援助等

一 国及び関係地方公共団体は、認定農業者団体等に対し、認定事業の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

二 農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び認定農業者団体等は、認定事業の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(第十三条関係)

第十二 報告の徴収及び罰則

特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者団体等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができるものとともに、当該報告に係る罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第十四条及び第十五条関係)

第十三 附則

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

とすること。

(附則第二項関係)